

# 十勝圏複合事務組合議会特別委員会条例

〔平成 30 年 2 月 28 日〕  
〔 条 例 第 1 1 号 〕

(特別委員会の設置)

- 第 1 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で決定する。
  - 3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間  
在任する。

(準用規定)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、前条第 1 項の規定により設置された特別委員会に  
関する必要な事項については、帯広市議会委員会条例（平成 15 年帯広市条例第 1 号）を  
準用する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。